

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社押田建築設計事務所
(法人番号8230001000530)
業者の住所：富山県富山市丸の内3-4-16
- 2 指名停止措置期間：令和6年4月24日から
令和6年6月23日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要： 株式会社押田建築設計事務所の元常務取締役は、富山県立山町が令和5年4月に行ったグリーンパーク吉峰新オートキャンプ場整備実施設計及び工事監理業務の指名競争入札において、同町の職員から未公開の仕様書案の情報を事前に入手して設計業務に着手したほか、指名業者数を同職員から入手し、公正な入札を妨害したとして、令和6年1月23日、公契約関係競売等妨害容疑で富山県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第8号「抜粋」

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。） ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から 2月以上12月以内 1月以上12月以内